

# 条 例

埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第四十六号

埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県道路占用料徴収条例（昭和二十八年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第三条関係）

三法 十第	占用物件										単位	所在地	占用料
	変設路 圧け上 器るに	線の電設地 類他線け下 のそるに	るに他線共 線設上そ架 類け空の電	のそ 柱の 類他	電第 話三 柱種	電第 話二 柱種	電第 話一 柱種	電第 柱三 種	電第 柱二 種	電第 柱一 種			
一、九〇〇	二	二〇	二〇〇	四、三〇〇	三、一〇〇	二、〇〇〇	四、六〇〇	三、四〇〇	二、二〇〇	第一級地			
八一〇	五	八	八二	一、八〇〇	一、三〇〇	八二〇	一、九〇〇	一、四〇〇	九二〇	第二級地			
五二〇	三	五	五三	一、二〇〇	八五〇	五三〇	一、二〇〇	九二〇	六〇〇	第三級地			
五二〇	三	五	五三	一、二〇〇	八五〇	五三〇	一、二〇〇	九二〇	六〇〇	第四級地			
五二〇	三	五	五三	一、二〇〇	八五〇	五三〇	一、二〇〇	九二〇	六〇〇	第五級地			

物工げに一項第二  
作る掲号第一条

○外 ・径 ○が	の満ト七○外 のルメ・径 も未ト○が	のそ もの の他	広 告 塔	箱便び出郵 差信箱便 出書及差	電びも類こそ変 話公のすれの圧 所衆及るに他塔	変設地 圧け下 器るに	
		一つルト一方一面占 年きにトメ平積用	一つルト一方一面表 年きにトメ平積示	年きに一 一つ個		一つルト一方一面占 年きにトメ平積用	年
	八二	三、 九〇〇	五、 六〇〇	一、 六〇〇	三、 九〇〇	一、 二〇〇	
	三五	一、 六〇〇	三、 三〇〇	七〇〇	一、 六〇〇	五〇〇	
	一二	一、 一〇〇	一、 五〇〇	四五〇	一、 一〇〇	三二〇	
	一二	一、 一〇〇	一、 三〇〇	四五〇	一、 一〇〇	三二〇	
	一二	一、 一〇〇	八五〇	四五〇	一、 一〇〇	三二〇	

物げに二項第二三法  
 件る掲号第一条十第

ルメ○ルメ○外 未し・以し・径 満ト七上ト四が	のルメ○ルメ○外 も未し・以し・径 の満ト四上ト三が	のルメ○ルメ○外 も未し・以し・径 の満ト三上ト二が	の満ト二上ト五○外 のルメ○ルメ・径 も未し・以し一が	の満ト五○ルメ○外 のルメ・以し・径 も未し一上ト一が	の満ト一上ト七 のルメ○ルメ も未し・以し
-------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------

一つルし一長  
 年きにトメさ

八 三 〇	四 七 〇	三 六 〇	二 四 〇	一 八 〇	一 二 〇
三 五 〇	二 〇 〇	一 五 〇	九 九	七 四	四 九
一 三 〇	一 三 〇	九 六	六 四	四 八	三 二
一 三 〇	一 三 〇	九 六	六 四	四 八	三 二
一 三 〇	一 三 〇	九 六	六 四	四 八	三 二

法第三十二條 第一項第六号に掲げる施設	法第三十二條 第一項第六号に掲げる施設						法第三十二條 第一項第三号及び第四号に掲げる施設	法第三十二條 第一項第三号及び第四号に掲げる施設				
	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下街及び地下				階段が1のもの	外径が1メートル以上のもの	外径が7メートル未満のもの	その他	
				階段が3以上のもの	階段が2のもの	地下室						
占用面積 一平方メートルに	占用面積 一平方メートルに	占用面積 一平方メートルに	占用面積 一平方メートルに			占用面積 一平方メートルに	占用面積 一平方メートルに	占用面積 一平方メートルに	占用面積 一平方メートルに	占用面積 一平方メートルに		
五六〇	三、九〇〇	一、七〇〇	二、八〇〇	Aに〇・〇一を乗じて得た額			Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	三、九〇〇	二、四〇〇	一、二〇〇	
三三〇	一、六〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇						一、六〇〇	九九〇	五〇〇	
一五〇	一、一〇〇	四四〇	七三〇						一、一〇〇	六四〇	三三〇	
一三〇	一、一〇〇	四〇〇	六七〇						一、一〇〇	六四〇	三三〇	
八五	一、一〇〇	二五〇	四二〇						一、一〇〇	六四〇	三三〇	

面積 占用	物げに一条第うと令下(行法道 件る掲号第七いー以令施路							一月 つき																	
	チア ー		除く るもの を(	施 設 で あ る もの を	る 工 事 用	号 に 掲 げ	幕 (令 第 七 条 第 四 号 に 掲 げ		旗 ざ お	標 識	除く るもの を(			看 板 の 設 け に 一 時											
	も の	他 の そ の									の も の	断 す を 横	車 道	も の	他 の そ の	の も の	の も の	の も の	の も の						
	年 き 一	に つ	一 基	一 つ 月	ル ト	方 メ	一 平	面 積	そ の	月 き 一 つ	年 き 一 つ	本	一 つ 年	ル ト	方 メ	一 平	面 積	表 示	一 つ 月	ル ト	方 メ	一 平	面 積	表 示	
	二 八、 〇〇 〇		五 六、 〇〇 〇				五 六〇			五 六〇		三、 一〇 〇			五 六〇					五 六〇					
	一 七、 〇〇 〇		三 三、 〇〇 〇				三 三〇			三 三〇		一、 三〇 〇			三、 三〇 〇					三 三〇					
	七、 三〇 〇		一 五、 〇〇 〇				一 五〇			一 五〇		八 五〇			一、 五〇 〇					一 五〇					
	六、 七〇 〇		一 三、 〇〇 〇				一 三〇			一 三〇		八 五〇			一、 三〇 〇					一 三〇					
	四、 二〇 〇		八、 五〇 〇				八 五			八 五		八 五〇			八 五〇					八 五					

第七令 九条第	設る掲号第七令 施げに八条第					掲同設号令 げる条建に第 施七築掲七 設七物げ条 号七及る六	材掲同事号令 料げる条用第 工第施掲七 事五設げ条 用号及る四	作号令 物に第 掲七 げる条 工第
建 築 物	のそ もの の他	の設くを地上ルン（地 もけに。除下ののネト下 のの以上三階ののが階ののが階 のも上三数の数二数の一	も設上 のけ空 るに	も設面路架又ルト のけ下のののはのン るに路道高上ネ				
一 面 占 平 積 用						一 つ ル ト 月 き に	一 方 一 面 占 メ 平 積 用	一 つ ル ト 年 き に
乗 ○ A じて 一 に 得 三 を ○	Aに○・○三四を乗じて得た額 Aに○・○一を乗じて得た額 Aに○・○八を乗じて得た額 Aに○・○五を乗じて得た額 Aに○・○二四を乗じて得た額					た 乗 ○ A 額 じて 一 に 得 三 を ○	三九〇	三、九〇〇
乗 ○ A じて 一 に 得 五 を ○						た 乗 ○ A 額 じて 一 に 得 五 を ○	一七〇	一、六〇〇
乗 ○ A じて 一 に 得 七 を ○						た 乗 ○ A 額 じて 一 に 得 七 を ○	一一〇	一、一〇〇
乗 ○ A じて 一 に 得 九 を ○						た 乗 ○ A 額 じて 一 に 得 九 を ○	一一〇	一、一〇〇
乗 ○ A じて 二 に 得 四 を ○						た 乗 ○ A 額 じて 二 に 得 四 を ○	一一〇	一、一〇〇

器具 二号に掲げる	物 建 仮 応 げ に 一 第 七 令 築 設 急 る 掲 号 十 条 第			場 駐 動 び 設 る 掲 号 第 七 令 車 車 自 及 施 げ に 十 条 第			設 る 掲 号 施 げ に			
	の そ も の 他	も 設 の け る に	も 設 の け る に	の そ も の 他	の そ も の 他	建 築 物	の そ も の 他			
							一つル一方 年きにトメ			
Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	た 乗 ○ A 額 じ て 一 に 得 得 三 を ・	た 乗 ○ A 額 じ て 一 に 得 得 三 を ・	た 乗 ○ A 額 じ て 九 を ・	Aに○・○二四を乗じて得た額	た 乗 ○ A 額 じ て 九 を ・	た 乗 ○ A 額 じ て 九 を ・	た 額	
			た 乗 ○ A 額 じ て 一 五 を ・	た 乗 ○ A 額 じ て 一 五 を 乗	た 乗 ○ A 額 じ て 一 を 乗		額 じ て 得 た	た 額		
			た 乗 ○ A 額 じ て 一 七 を ・	た 乗 ○ A 額 じ て 得	た 乗 ○ A 額 じ て 一 二 を ・		た 乗 ○ A 額 じ て 得	た 額		
			た 乗 ○ A 額 じ て 一 九 を ・	た 乗 ○ A 額 じ て 得	た 乗 ○ A 額 じ て 一 四 を ・		た 乗 ○ A 額 じ て 得	た 額		
			た 乗 ○ A 額 じ て 二 四 を ・	た 乗 ○ A 額 じ て 得	た 乗 ○ A 額 じ て 一 七 を ・		た 乗 ○ A 額 じ て 得	た 額		

別表の備考第八号中「一平方メートル若しくは一メートル」を「○・○一平方メートル若しくは○・○一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可又は協議に係る占用期間（その初日がこの条例の施行の日前であつて、かつ、期間が一年未満であるものに限る。）に係る占用料については、なお従前の例による。